北西部地域体育施設整備事業　共同企業体取扱要領

（趣　旨）

第１条　この要領は，市が発注する北西部地域体育施設整備事業（以下，「本事業」という。）　における適正な設計及び施工の確保を図ることを目的に，共同企業体の結成等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（工事及び設計の主体）

第２条　本事業は，入札参加資格を有する建設業者が結成する特定建設工事共同企業体（以下，「共同企業体」という。）若しくは入札参加資格を有する建設関連業務委託（コンサル）事業者（以下，「設計事務所」という。）及び建設業者によって結成する設計・施工共同企業体（以下，「共同企業体」という。）により設計及び施工させるものとする。

（構成員の数）

第３条　共同企業体の構成員の数は，原則として５者以内とする。

（出資比率）

第４条　共同企業体の構成員１社当たりの出資比率の最小限度基準は，構成員の数に応じ，次の各号に定めるところによる。ただし，設計事務所はこの限りではない。

(1)　２社の場合　３０パーセント以上

(2)　３社の場合　２０パーセント以上

(3)　４社の場合　１５パーセント以上

(4)　５社の場合　１０パーセント以上

（構成員の選考）

第５条　宇都宮市魅力創造部スポーツ都市推進課（以下「スポーツ都市推進課」という。）は，共同企業体の代表者又は構成員となるべき建設業者又は設計事務所の選考について，結成の方式，構成員の数，出資割合及び構成員となるべき要件を北西部地域体育施設整備技術審査委員会に付議しなければならない。

（企業体の結成）

第６条　スポーツ都市推進課は，前条において共同企業体の構成員となるべき者として選考した建設業者又は設計事務所に対し，参加資格要件を確認した結果を通知するものとする。

２　共同企業体は，前条において選考された建設業者又は設計事務所の間で任意に結成す

るものとする。

この場合において，前条の建設業者又は設計事務所は，同一特定建設工事において２以上の共同企業体の構成員となることができない。

３　前項の規定により結成された共同企業体は，その代表者となるべき建設業者又は設計事務所を１社選定しておくものとする。

（共同企業体の有効期間）

第７条　共同企業体の有効期間は，本事業の完成後３月を経過した日までとする。ただし，本事業について契約不適合責任がある場合には，当該共同企業体の各構成員は，当該有効期間の経過後もなお連帯してその責めを負うものとする。

２　本事業につき結成された共同企業体のうち契約の相手方とならなかったものの有効期間は，本事業の契約が締結されたときをもって終了するものとする。

（実施要項の提出）

第８条　共同企業体の代表者は，契約締結の日から５日以内に特定建設工事共同企業体協定書第９条及び第１９条に基づく実施要項１部（組）を市長に提出しなければならない。

（補　則）

第９条　この要領に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附　則

１　この要領は，令和６年４月１日から施行する。